

○筑波大学学位規程

平成16年11月25日
法人規程第48号

改正 平成17年法人規程第36号
平成17年法人規程第67号
平成18年法人規程第20号
平成20年法人規程第1号
平成20年法人規程第38号
平成23年法人規程第52号
平成24年法人規程第42号
平成25年法人規程第53号
平成26年法人規程第54号
平成27年法人規程第33号
平成28年法人規程第51号
平成29年法人規程第46号
平成31年法人規程第17号
令和 元年法人規程第39号
令和 2年法人規程第47号
令和 6年法人規程第49号

筑波大学学位規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 学位論文審査委員会（第3条）
- 第3章 修士及び博士の学位の授与手続き（第4条―第13条）
- 第4章 雑則（第14条―第18条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法人規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第41条第3項及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第47条の規定に基づき、筑波大学が授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

（学位授与の要件等）

第2条 学群学則第41条第1項の規定による学士の学位の授与は、学長が、学群を卒業した者に対し行うものとする。

2 大学院学則第45条第1項の規定による修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与は、学長が、修士の学位にあっては修士課程又は博士前期課程を修了した者に、博士の学位にあっては

ては一貫制博士課程、博士後期課程又は3年制博士課程を修了した者に、専門職学位にあっては専門職学位課程を修了した者に対し行うものとする。

- 3 大学院学則第46条第1項の規定による修士の学位の授与は、学長が、同項に規定する要件を満たした者に対し行うものとする。
- 4 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定による博士の学位の授与は、学長が、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認(以下単に「学力の確認」という。)がなされた者に対し行うものとする。この場合において、当該学位には、大学院学則別表第2の専攻分野の名称を付記する。

第2章 学位論文審査委員会

(学位論文審査委員会)

- 第3条 学術院運営委員会に、修士論文若しくは博士論文(以下「学位論文」という。)又は特定の課題についての研究の成果(以下「特定課題研究」という。)の審査及び最終試験又は学力の確認(以下「論文審査等」という。)を行うため、学位論文審査委員会(以下「学術院審査委員会」という。)を置く。
- 2 グローバル教育院に置く学位プログラム(以下「グローバル教育院の学位プログラム」という。)にあっては、教育研究評議会がグローバル教育院の下に、学位論文又は特定課題研究の論文審査等を行うため、全学学位論文審査委員会(以下「全学審査委員会」という。)を置く。
- 3 学術院審査委員会及び全学審査委員会(以下「審査委員会」という。)の任務、組織、名称その他必要な事項は、法人細則で定める。

第3章 修士及び博士の学位の授与手続き

(学位論文等の審査の願出)

- 第4条 修士課程又は博士前期課程の修了による修士の学位の授与を受けようとする者は、別記様式第1号の学位論文審査願に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録並びに履歴書を添え、学術院長に審査を願い出るものとする。
- 2 前項の規定は、特定課題研究による場合に準用する。

第5条 一貫制博士課程、博士後期課程又は3年制博士課程の修了による博士の学位の授与を受けようとする者は、別記様式第1号の学位論文審査願に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録並びに履歴書を添え、学術院長(グローバル教育院の学位プログラムにあっては教育院長)(以下「学術院長等」という。)に審査を願い出るものとする。

第6条 大学院学則第46条第1項の規定による修士の学位の授与を受けようとする者は、別記様式第1号の学位論文審査願に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録並びに履歴書を添え、学術院長等に審査を願い出るものとする。

(第2条第4項の規定による博士の学位の授与の申請)

第7条 第2条第4項の規定による博士の学位の授与を受けようとする者は、別記様式第2号の学位申請書に、学位論文、当該学位論文の概要及び論文目録、履歴書並びに法人規程で定める学位論文審査手数料を添え、学長に申請するものとする。ただし、筑波大学大学院の一貫制博

士課程、博士後期課程又は3年制博士課程に修業年限以上在学し、当該課程の修了の要件として必要な授業科目の単位を修得して退学した者が、再入学せずに退学後1年以内に申請する場合には、学位論文審査手数料の納付は要しない。

- 2 学長は、前項の申請を受理したときは、当該学位論文の内容に応じて、該当する学院の学術院長に回付するものとする。

(学位論文)

第8条 学位論文は、1編に限る。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

- 2 審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型、標本等を提出させることがある。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第9条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、返付しない。

(論文審査等の手続き)

第10条 学術院長等は、第4条から第6条までに規定する学位論文等の審査の願出を受理したとき又は第7条第2項の規定により学長から回付されたときは、論文審査等を該当する審査委員会に付託する。

- 2 審査委員会は、論文審査等の合格又は不合格を決定し、文書により当該学術院長等に報告する。
- 3 前項の決定は、学位論文等の審査の願出を受理した日又は学長から回付された日から1年以内に行うものとする。
- 4 論文審査等に関し疑義が生じたときは、学院運営委員会（グローバル教育院の学位プログラムにあっては教育院会議）が措置を決定する。

(最終試験及び学力の確認の方法等)

第11条 最終試験は、学位論文（特定課題研究を含む。第3項及び次条第1項において同じ。）及びその関連分野について、口述又は筆記により行うものとする。

- 2 学力の確認は、学位論文に関連のある分野の科目及び外国語について、口述又は筆記により行うものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 最終試験及び学力の確認は、審査委員会が学位論文を不合格と判定したときは、これを省略することができる。

(学長への報告)

第12条 学術院長等は、課程修了の認定（大学院学則第46条第1項に規定する要件を満たしているか否かの認定を含む。以下同じ。）について、修得単位並びに第10条第2項の規定により審査委員会から報告された学位論文の審査及び最終試験の結果に基づき、学院運営委員会（グローバル教育院の学位プログラムにあっては教育院会議）の議を経て、学長に報告する。

- 2 学術院長は、第2条第4項に規定する博士の学位授与の要件の有無の認定（以下「授与資格の認定」という。）について、第10条第2項の規定により審査委員会から報告された学位論文の審査及び学力の確認の結果に基づき、学院運営委員会の議を経て、学長に報告する。

(課程修了等の認定及び学位の授与)

第13条 学長は、前条の報告に基づき、課程修了の認定又は授与資格の認定を行い、修士又は

博士の学位を授与する。

第4章 雑則

(学位論文の公表)

第14条 博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

第14条の2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位授与に係る論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定により公表する場合は、その学位論文に「筑波大学審査学位論文(博士)」と明記しなければならない。ただし、大学院学則第26条の4に規定する共同教育課程(以下「共同教育課程」という。)における論文にあつては、当該共同教育課程を構成するすべての大学院(以下「構成大学院」という。)において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、筑波大学の承認を受けて、当該博士の学位授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合において、筑波大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

(学位の名称)

第15条 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「筑波大学」と付記しなければならない。ただし、共同教育課程に係る学位については、当該共同教育課程を構成する全ての大学(以下「構成大学」という。)の名称を付記するものとする。

(学位名称等の英文表記)

第15条の2 学群学則第41条及び大学院学則第47条に規定する学位名称等の英文表記については、別に定める。

(学位の取消し)

第16条 学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群及び医学群にあつては学類教育会議及び学群運営委員会の、体育専門学群、芸術専門学群及び学際サイエンス・デザイン専門学群にあつては専門学群教育会議の、学術院にあつては学術院運営委員会の、グローバル教育院の学位プログラムにあつては教育院会議の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- (2) 学位を授与された者がその名誉を汚す行為を行ったとき。

(学位記の様式)

第17条 学位記の様式は、別記様式第3号から別記様式第8号までのとおりとする。ただし、

大学院学則第26条の4第1項に規定する共同教育課程及び同学則第26条の5第3項に規定する国際連携教育課程に係る学位記の様式は、法人細則で定める。

(法人細則への委任)

第18条 この法人規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、法人細則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法人規程は、平成16年11月25日から施行する。

(経過措置)

2 この法人規程施行前に学位論文等の審査を願い出、又は学位の授与を申請した者に係る学位については、なお従前の例による。ただし、学位記の様式については、第17条の規定を適用する。

(哲学・思想研究科等に係る特例)

3 博士課程の哲学・思想研究科、歴史・人類学研究科、文芸・言語研究科、教育学研究科、心理学研究科、心身障害学研究科、社会科学研究科、国際政治経済学研究科、体育科学研究科又は芸術学研究科（以下「哲学・思想研究科等」という。）に係る論文審査等は、第3条第1項の規定にかかわらず、博士課程長及び哲学・思想研究科等の研究科長で構成する委員会（以下「博士課程委員会」という。）に審査委員会を設置して、これを行うものとする。この場合において、第12条第1項及び第16条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「研究科教員会議の議を経て、修士課程の研究科の研究科長にあつては修士課程長に、博士課程の研究科の研究科長にあつては学長」とあるのは「博士課程の哲学・思想研究科等の研究科長にあつては博士課程長」と、第16条第1項中「博士課程の研究科にあつては研究科教員会議」とあるのは「博士課程の哲学・思想研究科等にあつては博士課程委員会」とする。

4 第10条第2項及び第4項後段の規定は博士課程委員会に設置される審査委員会に、第12条第2項の規定は博士課程長に、同条第3項の規定（第16条第2項において準用する場合を含む。）は博士課程委員会に、それぞれ準用する。この場合において、第12条第2項中「修士課程委員会」とあるのは「博士課程委員会」と読み替えるものとする。

附 則（平17. 3. 24法人規程36号）

この法人規程は、平成17年3月24日から施行する。

附 則（平17. 12. 22法人規程67号）

この法人規程は、平成17年12月22日から施行する。

附 則（平18. 3. 23法人規程20号）

この法人規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平20. 2. 20法人規程1号）

1 この法人規程は、平成20年2月20日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学学位規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

2 第一学群、第二学群、第三学群、医学専門学群及び図書館情報専門学群が存続する間、当該

学群を卒業した者に授与された学位を取り消す場合にあっては、新規第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平20. 5. 21 法人規程38号）

この法人規程は、平成20年5月21日から施行し、この法人規程による改正後の筑波大学学位規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平23. 9. 29 法人規程52号）

この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24. 3. 29 法人規程42号）

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平25. 4. 25 法人規程53号）

この法人規程は、平成25年4月25日から施行し、この法人規程による改正後の筑波大学学位規程の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平26. 3. 27 法人規程54号）

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平27. 3. 26 法人規程33号）

- 1 この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この法人規程施行前に学位論文等の審査を願い出、又は学位の授与を申請した者に係る学位については、なお従前の例による。ただし、学位記の様式については、第17条の規定を適用する。

附 則（平28. 3. 24 法人規程51号）

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平29. 6. 30 法人規程46号）

この法人規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平29. 7. 27 法人規程49号）

この法人規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平31. 2. 28 法人規程17号）

この法人規程は、平成31年4月1日から施行し、この法人規程による改正後の筑波大学学位規程別表1－2中グローバル教育院の学位プログラムの欄のうち、ヒューマニクス学位プログラム（一貫制博士課程）の規定は、平成30年11月1日から適用する。

附 則（令元. 12. 26 法人規程39号）

（施行期日）

- 1 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

(研究科に関する経過措置)

- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号。次項において「改正規則」という。）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及び当該研究科の研究科長に係る第3条第1項及び第3項、第4条第1項、第5条、第6条、第7条第2項、第10条第1項、第2項及び第4項、第12条、第16条、別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第5号、別記様式第7号並びに別表1の規定の適用については、この法人規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(グローバル教育院の学位プログラムに関する経過措置)

- 3 改正規則附則第4条の規定によりなお従前の例によるとされたグローバル教育院の学位プログラムに係る別記様式第6号、別記様式第7号及び別表1-2の規定の適用については、この法人規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令2. 7. 30法人規程47号）

この法人規程は、令和2年7月30日から施行し、この法人規程による改正後の筑波大学学位規程の規定は、令和元年9月1日から適用する。

附 則（令6. 5. 30法人規程49号）

この法人規程は、令和6年9月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条―第6条関係、第14条の2関係）

学 位 論 文 審 査 願		年 月 日
学術院長殿 （＊教育院長殿）		
筑波大学大学院 修（博）士課程		学術院 研究群 学位プログラム
（＊博士課程 グローバル教育院		学位プログラム）
氏 名		年度入学 学籍番号 印
国立大学法人筑波大学学位規程第4（5又は6）条の規定により、修（博）士（〇〇）の学位論文（※特定課題研究報告書）に下記の書類を添えて提出しますので、審査願います。		
記		
1 論文概要	通	
2 論文目録	通	
3 履歴書	通	
4 インターネット公表に関する申出書（博士に限る）		

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 学位論文、提出書類の1～3及び参考論文については、各学術院等の定める部数を提出するものとする。
- 3 論文概要は、4,000字以内とする。
- 4 ※特定の課題についての研究成果の審査を願出の場合に記載する。
- 5 ＊印の項目は、グローバル教育院の学位プログラムに適用する。
- 6 理工情報生命学術院国際連携持続環境科学専攻並びに人間総合科学学術院のスポーツ国際開発学共同専攻、大学体育スポーツ高度化共同専攻及び国際連携食料健康科学専攻については、研究群・学位プログラムの名称に代えて当該専攻の名称を記載する。

別記様式第2号（第7条関係、第14条の2関係）

学 位 申 請 書			
		年 月 日	
筑波大学長	殿	住 所	
		氏 名	印
国立大学法人筑波大学学位規程第7条第1項の規定により、博士（〇〇）の学位を 下記の書類及び学位論文審査手数料 受けたいので、学位論文に を添え申請します			
※ 下 記 の 書 類			
記			
1 論文概要	通		
2 論文目録	通		
3 履歴書	通		
4 インターネット公表に関する申出書（博士に限る）			

備考 1 学位論文、提出書類の1～3及び参考論文については、各学術院等の定める部数を提出するものとする。

2 論文概要は、4,000字以内とする。

3 ※ 本学の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学しないで、退学後1年以内に申請する場合

別記様式第3号（第17条関係）

第2条第1項のうち、学類、体育専門学群、芸術専門学群又は学際サイエンス・デザイン専門学群を卒業した者に授与する場合

University of Tsukuba This is to certify that Name Date of Birth: has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of Bachelor of ○○ from the College (School) of ○○ of the School of ○○ at this University. Date Diploma No. Name President Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.	第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本学 ○○学群○○学類 所定の課 ○○専門学群 程を修めて本学を卒業したことを認 め学士（○○）の学位を授与する 年 月 日 筑波大学長 学長 印
--	--

備考 規格は、日本産業規格A列3番とする。

別記様式第4号（第17条関係）
第2条第1項のうち、学位プログラムを卒業した者に授与する場合

University of Tsukuba This is to certify that Name Date of Birth: has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of Bachelor of ○○ from the Bachelor's Program in ○○ of the School of ○○ at this University. Date Diploma No. Name President Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.	第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本学 ○○学群 ○○学位プ グローバル教育院 ロ グラム所定の課程を修めて本学を 卒業したことを認め学士(○○)の学 位を授与する 年 月 日 筑波大学長 学長印
--	--

備考 規格は、日本産業規格A列3番とする。

別記様式第5号（第17条関係）

第2条第2項のうち、別表1の研究群・学位プログラム又は専攻を修了した者に授与する場合

University of Tsukuba This is to certify that Name Date of Birth: has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of Master (Doctor) of ○○ from the Master's (Doctoral) Program in ○○ of the Degree Programs in ○○ of the Graduate School of ○○ at this University. Date Diploma No. Name President Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.	修（博）甲 専 修 第 号 法 博 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本学大学院○○学院○○研究群 ○○学位プログラムの 修士課程 博士課程 博士前期課程 を修了したので 博士後期課程 専門職学位課程 修士（○○） 博士（○○） の学位を ○○修士（専門職） 法務博士（専門職） 授与する 年 月 日 筑波大学長 学長 印
---	--

備考 1 規格は、日本産業規格A列3番とする。

2 人文社会ビジネス科学学術院の法曹専攻及び国際経営プロフェッショナル専攻を修了した者については、研究群・学位プログラムの名称に代えて、当該専攻の名称を記載する。

別記様式第 6 号（第 17 条関係）

第 2 条第 2 項のうち、別表 1－2 のグローバル教育院の学位プログラムを修了した者に授与する場合

University of Tsukuba This is to certify that Name Date of Birth: has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of Doctor of ○○ from the Doctoral (Ph.D.) Program in ○○ of the School of ○○ at this University. Date Diploma No. Name President Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.	博甲第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本学大学院グローバル教育院○○学 位プログラムの博士課程を修了した ので博士（○○）の学位を授与する 年 月 日 筑波大学長 学長 印
---	--

備考 規格は、日本産業規格 A 列 3 番とする。

別記様式第 7 号（第 1 7 条関係）
第 2 条第 3 項に該当する場合

University of Tsukuba This is to certify that Name Date of Birth: has fulfilled all requirements and has been conferred the degree of Master of ○○ from the Doctoral (Ph.D.) Program in ○○ of the Degree Programs in ○○ of the Graduate School of ○○ at this University. Date Diploma No. Name President Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.	修乙第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本学大学院○○学術院○○研究群○ ○学位プログラムの博士課程におい て修士課程の修了に相当する要件を 満たしたので修士（○○）の学位を授 与する 年 月 日 筑波大学長 学長 印
--	--

備考 規格は、日本産業規格 A 列 3 番とする。

別記様式第8号（第17条関係）
第2条第4項に該当する場合

University of Tsukuba This is to certify that Name Date of Birth: has submitted a doctoral dissertation and successfully fulfilled all the requirements for the degree of Doctor of ○○ of this University. Date Diploma No. Name President Note: This is an official translation of the original Japanese diploma.	博乙第 号 学 位 記 氏 名 年 月 日生 本学に学位論文を提出し所定の審査 に合格したので博士（○○）の学位を 授与する 年 月 日 筑波大学長 学長 印
--	---

備考 規格は、日本産業規格A列3番とする。

別表 1 (別記様式第 5 号関係)

学術院	研究群・学位プログラム又は専攻
人文社会ビジネス科学学術院	人文社会科学研究群 人文学学位プログラム（区分制博士課程） 国際公共政策学位プログラム（区分制博士課程） 国際日本研究学位プログラム（区分制博士課程） ビジネス科学研究群 法学学位プログラム（区分制博士課程） 経営学学位プログラム（区分制博士課程） 法曹専攻（専門職学位課程） 国際経営プロフェッショナル専攻（専門職学位課程）
理工情報生命学術院	数理物質科学研究群 数学学位プログラム（区分制博士課程） 物理学学位プログラム（区分制博士課程） 化学学位プログラム（区分制博士課程） 応用理工学学位プログラム（区分制博士課程） 国際マテリアルズイノベーション学位プログラム（区分制博士課程） システム情報工学研究群 社会工学学位プログラム（区分制博士課程） サービス工学学位プログラム（博士前期課程） リスク・レジリエンス工学学位プログラム（区分制博士課程） 情報理工学位プログラム（区分制博士課程） 知能機能システム学位プログラム（区分制博士課程） 構造エネルギー工学学位プログラム（区分制博士課程） エンパワーメント情報学プログラム（一貫制博士課程） ライフイノベーション（生物情報）学位プログラム（区分制博士課程） 生命地球科学研究群 生物学学位プログラム（区分制博士課程） 生物資源科学学位プログラム（博士前期課程） 農学学位プログラム（博士後期課程） 生命農学学位プログラム（博士後期課程） 生命産業科学学位プログラム（博士後期課程） 地球科学学位プログラム（区分制博士課程） 環境科学学位プログラム（博士前期課程） 環境学学位プログラム（博士後期課程） 山岳科学学位プログラム（博士前期課程） ライフイノベーション（食料革新）学位プログラム（区分制博士課程） ライフイノベーション（環境制御）学位プログラム（区分制博士課程） ライフイノベーション（生体分子材料）学位プログラム（区分制博士課程）
人間総合科学学術院	人間総合科学研究群 教育学学位プログラム（区分制博士課程） 心理学学位プログラム（区分制博士課程） 障害科学学位プログラム（区分制博士課程） カウンセリング学位プログラム（博士前期課程） カウンセリング科学学位プログラム（博士後期課程） リハビリテーション科学学位プログラム（区分制博士課程） ニューロサイエンス学位プログラム（区分制博士課程） 医学学位プログラム（一貫制博士課程） 看護科学学位プログラム（区分制博士課程） フロンティア医科学学位プログラム（修士課程） 公衆衛生学学位プログラム（修士課程） ヒューマン・ケア科学学位プログラム（3 年制博士課程） パブリックヘルス学位プログラム（3 年制博士課程） スポーツ医学学位プログラム（3 年制博士課程）

	体育学学位プログラム（博士前期課程） スポーツ・オリンピック学学位プログラム（博士前期課程） 体育科学学位プログラム（博士後期課程） コーチング学学位プログラム（3年制博士課程） スポーツウエルネス学学位プログラム（区分制博士課程） 芸術学学位プログラム（区分制博士課程） デザイン学学位プログラム（区分制博士課程） 世界遺産学学位プログラム（区分制博士課程） 情報学学位プログラム（区分制博士課程） ヒューマンバイオロジー学位プログラム（一貫制博士課程） ライフイノベーション（病態機構）学位プログラム（区分制博士課程） ライフイノベーション（創薬開発）学位プログラム（区分制博士課程）
--	---

別表 1－2（別記様式第 6 号関係）

グローバル教育院の学位プログラム	
グローバル教育院	ヒューマニクス学位プログラム（一貫制博士課程）